

大淀町行財政改革推進本部設置要綱

平成 16 年 6 月 30 日

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応し、適正かつ効率的な行財政運営を図るため、大淀町行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革に関する計画の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(本部の会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があるときは、本部員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(特別部会)

第6条 本部に、行財政改革を推進するうえで特に重要であると判断する事務の調査研究をさせるため、特別部会を置くことができる。

- 2 特別部会は、部会長及び部会員をもって組織し、職員のうちから本部長がこれを指名する。
- 3 特別部会に関し必要な事項は、本部長が定める。

(ワーキンググループ)

第7条 本部に、次に掲げる事務を円滑に処理するため、ワーキンググループを置くことができる。

- (1) 行財政改革推進に関し必要な資料の作成

- (2) 行財政改革推進に関する専門的な調査研究
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、行財政改革推進に関し必要な事務
- 2 ワーキンググループの構成員は、職員のうちから本部長がこれを指名する。
- 3 ワーキンググループに関し必要な事項は、本部長が定める。

(行財政改革推進プロジェクトチーム)

第8条 本部に、次に掲げる事項を処理するため、行財政改革推進プロジェクトチームを置くことができる。

- (1) 第2条に掲げる事項の具体的な検討及び立案
 - (2) 特別部会及びワーキンググループの円滑な運用の補助
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本部長が指示する事項
- 2 行財政改革推進プロジェクトチームは、本部長から指示された事務を行い、その成果及び結果を本部長に報告する。
- 3 行財政改革推進プロジェクトチームは、リーダー及びチーム員をもって組織し、職員のうちから本部長がこれを指名する。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、総務部財務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。
(大淀町行政改革推進本部設置要綱の廃止)
- 2 大淀町行政改革推進本部設置要綱(昭和60年7月1日施行)は、廃止する。

附 則(平成17年4月1日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する

附 則(平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する

別表（第3条関係）

本部員	教育長 総務部部長及び次長 住民福祉部部長及び次長 建設環境部部長及び次長 教育委員会事務局教育次長及び教育次長補佐 水道部部長及び次長 町立大淀病院事務局長及び次長 議会事務局長
-----	---